

1. 相澤冬樹氏（大阪日日新聞解説委員、記者 元 NHK 記者）

森友問題取材し真相を正確に報道しようと奮闘するものの、政権からの圧力、NHK 上層部の政権への忖度により問題の真相を正確に伝えられなかったことを証言しました。

森友問題での取材で特ダネを取ったにもかかわらず、記者職を外されるという処遇を受け、退職せざるを得なくなったことも明らかにしました。

証拠として採用された著書「安倍官邸 VS.NHK」に「随所に虚偽が書かれている」という NHK 放送総局長の主張は誹謗中傷であり、名誉棄損に相当すると述べました。

2. 小滝一志氏（元 NHK デイレクター、「放送を語る会」事務局長）

17 年間続けてきたニュース報道のモニター活動から、国政選挙時の報道で政権党に有利な時間配分、政局報道に傾き、争点・政策報道が深められないなど NHK の政治報道が政権寄り、政府広報の役割を果たしていることを証言しました。

視聴者の受信料で支えられている公共放送の原点に立ち返り、権力から自立して政治的に公平な報道をすべきであると証言しました。

3. 稲葉一将氏（名古屋大学大学院法学研究科教授、行政法）

放送法 4 条 1 項各号は倫理規定でなく法的規定であり、放送受信者の権利利益を実現するための義務を定めたもので、受信者の知る権利を保障するものであること、受信契約を強制される視聴者に対する義務であることを証言しました。

今回の裁判は、放送法遵守義務確認訴訟であり、違法確認判決が出た場合、確認されるだけで放送内容に介入するものではなく表現の自由を侵すものではない。違法性の解消方法は NHK の自律に委ねられるもので、放送領域に適した訴訟であると証言しました。

4. 須藤春夫氏（法政大学名誉教授 社会学）

NHK の経営計画には、公共放送として、事実の伝達だけでなく議論の広場を提供し議論を通じて社会的合意を作り出していくという最も大事な事が欠けていると証言しました。

NHK に求められるのは、視聴者第一主義を徹底すること、NHK の評価・点検は、経営から独立した外部機関が実施することであると証言しました。

イギリス BBC との比較を行い、BBC では選挙時にその都度発表される「選挙ガイドライン」に依拠して選挙報道がされること、ジャーナリストは視聴者に対して全ての政党の政策と選挙運動について公平な報道と厳密な精査を加えて、公平で独立したニュースを報道していることを証言しました。

5. 永田浩三氏（武蔵大学教授 メディア社会学）

当事者として経験した「E T V 2 0 0 1 番組改変事件」でなされた政権の介入、「かんぽ生命の不正販売問題」の報道に対する日本郵政グループからの圧力にNHK経営委員会が屈したこと、あいちトリエンナーレの「表現の不自由展・その後」の問題などについて証言しました。

今回の裁判には、視聴者が健全なニュースを求めてNHKに自覚を促し本来の姿になるよう糺していくという正当性があること証言しました。

NHKには日本の民主主義を健全に育てる上で、大きな責任があり、市民とNHK職員の連帯・連携が重要であると証言しました。

§ 裁判終了後の報告集会

70名以上の参加。5名の証人が挨拶、証人尋問の感想を述べ、質疑応答が行われました。最後に佐藤真理弁護士団長が、次の2月27日の原告本人尋問、およびその後の結審と2つの山場の取り組みへの決意を表明し、多くの人達の協力を訴えました。

以上